参考資料４

障がい者福祉施策の推進に係る提言（論点整理）　平成30年9月　大阪府福祉部障がい福祉室

**１８．失語症者向け意思疎通支援事業について**

* **失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣について、今後の進め方等について明らかにされたい。**

**＜現状・課題＞**

* 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣については、国において（平成30年3月29日付け障企自発0329第1号「失語症者向け意思疎通支援者の養成カリキュラム等について」により）、養成の実施主体は都道府県、派遣の実施主体は市町村とされている。総合支援法では、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成、派遣は都道府県（78条）、それ以外は市町村（77条）と規定されており、これに反する。
* 都道府県で実施する養成研修の講師については、地域生活支援事業実施要綱で失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修（一般社団法人日本言語聴覚士協会主催）を修了したものを活用するよう努めることと規定されている。保健医療科学2017 VOL.66の「意思疎通が困難なものに対する国の福祉的支援施策について」によると、失語症者は全国に約20～50万人と推計（失語症協議会調査）されているが、仮に約50万人とすると、人口比率から大阪府の失語症者は約4万人と推計されることから、失語症者向け意思疎通支援者は粗く見積って10分の1の4千人が必要となる。

しかしながら、当該指導者養成研修の対象者は、平成30年度は各都道府県２名ずつ（平成29年度は１名）であることから、都道府県が一年間に養成できる失語症者向け意思疎通支援者は50名程度と想定しており、失語症者向け意思疎通支援者の養成が追いつかない状況と考えている。

* 都道府県が養成した失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業について、どのような内容になるのかこれまで国において示されていないため、どのような人材をどれだけ確保すべきか、不透明である。

また、養成上、実習の場とされている会話サロンのようなものについても4千人分の受け入れ先を確保しなければならず現実的ではない.

* 以上を踏まえ、国の考え方を明らかにされたい。